

非公式訳

投資委員会布告

第 3/2567 号

件名：総合的な事業拠点移転への促進措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

海外投資家に対し製造工場、地域統括会社、研究開発センターを含む総合的な製造拠点の移転が行われるよう促進するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 投資奨励を申請する製造業への新規投資プロジェクト

1.1 奨励申請者が全ての事業活動を同一法人の下で行っている場合

条件

- (1) 本措置は仏暦 2567 年（2024 年）1 月 2 日より仏暦 2567 年（2024 年）の最終営業日まで申請書を提出するプロジェクトに適用する。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに製造事業において投資奨励を申請すること。ただし、事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。
- (3) 全ての場合において奨励受理回答期限および奨励証書発給証提出期限の延長は認められない。
- (4) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）および/または研究開発センター（R&D Center）は奨励証書の発行日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始すること。その期限まで行われない場合、場合によって法人所得税免除の恩典を 3 年間あるいは 5 年間廃止する。
- (5) 委員会が同意した、地域統括会社（Regional Headquarter）および/または研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動を実行すること。
- (6) 研究開発センター（R&D Center）への投資は、研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動の実施計画を提出すること。

恩典

- (1) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をした製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 3 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をし、かつ研究開発センターを設立した製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 5 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (3) 税制以外の恩典

1.2 奨励申請者が関連企業の下にある他の法人と共同して事業活動を行っている場合

条件

- (1) 本措置は仏暦 2567 年（2024 年）1 月 2 日より仏暦 2567 年（2024 年）の最終営業日まで申請書を提出するプロジェクトに適用する。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）への投資奨励申請とともに製造事業において投資奨励を申請すること。ただし、事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。
- (3) 全ての場合において奨励受理回答期限および奨励証書発給証拠提出期限の延長は認められない。
- (4) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）は以下のように行うこと。
 - (4.1) 新規投資であり、かつ本措置に基づく製造事業の被奨励者と同じ関連企業の下で運営されている既存法人または新規法人による IBC 事業において奨励を申請すること。
 - (4.2) 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9 /2565 号に基づく国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）への投資奨励を申請すること。全ての場合において機械輸入および操業開始期限の延長は認められない。また、奨励証書の発行日より 1 年以内に操業開始を申請すること。その期限まで行われない場合、総合的な事業拠点移転への促進措置に基づき製造プロジェクトに対する追加恩典の申請が出来ない。
 - (4.3) 委員会が同意した、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）業種の条件に従って地域統括会社（Regional Headquarter）として不可欠な活動を実行すること。

- (5) 製造事業は以下のように行うこと。
- (5.1) 新規投資であり、A グループ事業の製造事業において奨励を申請すること。ただし、事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。
- (5.2) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) へにおいて投資奨励を申請するプロジェクトと同時に奨励を申請すること。
- (5.3) 研究開発センター (R&D Center) に追加投資する場合は、以下のように行うこと。
- 研究開発センター (R&D Center) の事業活動範囲の拡大申請をすること。研究開発センター (R&D Center) は奨励証書の発行日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始すること。その期限まで行われなかった場合、総合的な事業拠点移転への促進措置に基づき製造プロジェクトに対する追加恩典の申請が出来ない。
 - 研究開発センター (R&D Center) への投資は、研究開発センター (R&D Center) として不可欠な活動の実施計画を提出すること。
- (5.4) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) の投資確認書および/または研究開発センター (R&D Center) の最初の収入発生あるいはサービス提供の証拠とともに、追加恩典を申請すること。なお、申請日は通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

追加恩典

- (1) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) とともに奨励申請をした製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 3 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (2) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) とともに奨励申請をし、かつ研究開発センターを設立した製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 5 年間追加するが、合計 8 年間までとする。

第2項 法人所得税免除の恩典が終了していない既に奨励されているAグループの製造プロジェクト。ただし、事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。

2.1 奨励申請者が全ての事業活動を同一法人の下で行っている場合 条件

- (1) 仏暦 2567 年（2024 年）の最終営業日までに追加恩典を申請すること。
- (2) 既存プロジェクトが製造による収入が発生したか否かに関わらず、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）の事業範囲の拡大申請をすること。なお、追加恩典申請日時時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていないなければならない。
- (3) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）および/または研究開発センター（R&D Center）ははプロジェクトの改定認可日より 1 年以内に収入が発生するおよび/またはサービス提供を開始すること。通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。その期限まで行われない場合、場合によって法人所得税免除の恩典を 3 年間あるいは 5 年間廃止する。
- (4) 委員会が同意した、地域統括会社（Regional Headquarter）および/または研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動を実行すること。
- (5) 研究開発センター（R&D Center）への投資は、研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動の実施計画を提出すること。

追加恩典

- (1) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をした製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 3 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）とともに奨励申請をし、かつ研究開発センターを設立した製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 5 年間追加するが、合計 8 年間までとする。

2.2 奨励申請者が関連企業の下にある他の法人と共同して事業活動を行っている場合

条件

- (1) 仏暦 2567 年（2024 年）の最終営業日までに仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づく国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）への投資奨励を申請すること。
- (2) 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）は以下のように行うこと。
 - (2.1) 新規投資であり、かつ本措置により追加恩典を申請する製造事業の被奨励者と同じ関連企業の下で運営されている既存法人または新規法人による IBC 事業において奨励を申請すること。
 - (2.2) 全ての場合において奨励受理回答期限、奨励証書発給証拠提出期限、機械輸入および操業開始期限の延長は認められない。また、奨励証書の発行日より 1 年以内に操業開始を申請すること。その期限まで行われない場合、総合的な事業拠点移転への促進措置に基づき製造プロジェクトに対する追加恩典の申請が出来ない。
 - (2.3) 委員会が同意した、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）業種の条件に従って地域統括会社（Regional Headquarter）として不可欠な活動を実行すること。
- (3) 製造事業は以下のように行うこと。
 - (3.1) 研究開発センター（R&D Center）に追加投資する場合は、以下のように行うこと。
 - 既存プロジェクトが製造による収入が発生したか否かに関わらず、研究開発センター（R&D Center）の事業活動範囲の拡大申請のために、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）へにおいて投資奨励を申請するプロジェクトと同時にプロジェクトの改定を申請すること。なお、プロジェクトの改定申請日時時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていないなければならない。
 - 研究開発センター（R&D Center）への投資は、研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動の実施計画を提出すること。
 - 委員会が同意した、研究開発センター（R&D Center）として不可欠な活動を実行すること。研究開発センター（R&D Center）はプロジェクトの改定認可日より 1 年以内に収入が発生するおよび/またはサービス提供を開

始すること。なお、通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

- (3.2) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) の投資確認書および/または研究開発センター (R&D Center) の最初の収入発生あるいはサービス提供の証拠とともに、追加恩典を申請すること。なお、申請日は通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

追加恩典

- (1) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) とともに奨励申請をした製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 3 年間追加するが、合計 8 年間までとする。
- (2) 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) とともに奨励申請をし、かつ研究開発センターを設立した製造事業の場合、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を 5 年間追加するが、合計 8 年間までとする。

第 3 項 全投資規模プロジェクトを対象として本措置に基づく追加恩典を申請するためのプロジェクトの改定の認可・不認可、および必要に応じて追加恩典を申請するための投資実施済みの証拠提出期限延長の検討について代行として活動する事務局に委任する。

尚、仏暦 2567 年 (2024 年) 1 月 2 日より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年 (2024 年) 2 月 7 日

パーンプリー・パヒターヌコーン

(パーンプリー・パヒターヌコーン)

副首相

投資委員会委員長